

福祉施設等の災害対策
取組事例集

平成23年3月

山口県 健康福祉部 厚政課

目次

◇ソフト対策の取組

- 【事例①】土砂災害を想定した避難訓練の実施
(特別養護老人ホームやすらぎ苑の取組) 2
- 【事例②】複数の責任者の選任と早期避難の実践
(特別養護老人ホーム幸嶺園の取組) 16
- 【事例③】近隣施設との災害時応援関係の構築
(特別養護老人ホーム梅光苑の取組) 21
- 【事例④】地域との災害時応援関係の構築
(特別養護老人ホーム大島苑の取組) 25
- 【事例⑤】非常災害時相互応援協定の締結
(周南地区介護老人福祉施設運営懇談会加盟12施設の取組) 27
- 【事例⑥】防災活動を段階別に区分したマニュアルの作成
(特別養護老人ホームとくぢ苑の取組) 30

◇ハード対策の取組

- 【事例⑦】土砂災害警戒区域から移転した施設の整備
(障害者支援施設るりがくえんの取組) 36
- 【事例⑧】災害時に備えた緊急用道路の整備
(特別養護老人ホーム豊寿苑の取組) 38
- 【事例⑨】海岸沿いに立地した施設の高潮対策
(特別養護老人ホーム伊保荘園の取組) 41
- 【事例⑩】市と協働した土砂災害対策
(知的障害者更生施設第1しょうせい苑の取組) 46

【事例①】

[ソフト対策] (避難訓練の取組)

土砂災害を想定した避難訓練の実施

施設名	やすらぎ苑
施設種別	特別養護老人ホーム
所在地	山口県周南市大字湯野字岡向山158
施設の概要	定員70名, ショート10床, デイ30名
建物の概要	鉄筋コンクリート造平屋建
立地の状況	土砂災害警戒区域 (土石流, 急傾斜地崩壊)

[取組の概要]

特別養護老人ホームやすらぎ苑では、施設が土砂災害の恐れのある地域に立地していることから、H21年度より、土砂災害を想定した避難訓練を実施している。

[取組の経緯]

施設の東側に、山の急斜面があり、がけ崩れの恐れがあること、また、最近では、各地で大雨等による自然災害が多発していることから、災害は他人事ではなく、施設としても対策を講じていく必要があるとの認識に立って、土砂災害を想定した避難訓練を実施することとした。



[取組の状況]

- ・取組①：福祉車両の操作訓練の実施 [H21. 2～H21. 7]
- ・取組②：入所者避難訓練の実施 [H21. 5. 27/6. 17]
- ・取組③：H21年度防災訓練の実施 [H21. 7. 8]
- ・取組④：H22年度防災訓練の実施 [H22. 7. 2]
- ・取組⑤：職員に対する防災研修会の開催 [H22. 1. 21, 22, 25]

取組①：福祉車両の操作訓練の実施 [H21.2～H21.7]

目的

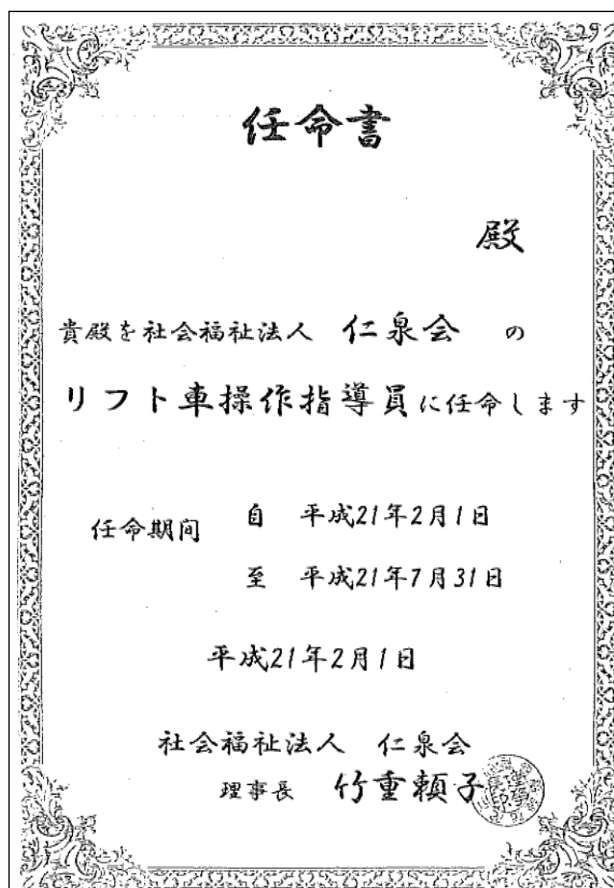
入所者の避難が速やかに行えるよう、職員誰でもが福祉車両のリフト操作や車いすの脱着などの作業手順等を習得し、備えておくもの

概要

職種に関わらず全職員が、施設の全ての福祉車両（5台）のリフト操作等を習熟できるよう、以下により訓練を実施。

- ①他の職員の指導に当たるため、4名のリフト車操作指導員を任命
- ②「リフト車操作訓練状況確認表」を作成し、各人の訓練状況を確認
- ③作業は、各職員自らがスイッチ操作1つも省略することなく実施
- ④操作等は、車いすに人を乗せた状態で実施

リフト車操作指導員任命書



状況

車両の種類や車いすの種類によって、リフト操作や固定方法が異なることから、職員全員が一巡し、操作等を習得するには、相当の時間を要した。

取組②：入所者避難訓練の実施 [H21.5.27/6.17]

目的

土砂災害の恐れがある時等に、全職員が速やかに入所者の避難行動に移れるよう、訓練を実施し、備えておくもの

概要

入所者の避難訓練を施設外（施設前庭）までと、車両により市の指定避難所まで移送する、2回に分けて実施。（7月に実施する防災訓練の事前訓練）

◆H21.5.27実施の訓練

通常勤務体制で、入所者を各室ベッドから施設前庭まで移送（誘導）する訓練を実施

- ・避難する入所者は、事前に、車いすで待機せず、ベッドに寝ている状態から離床し、移送
- ・デイサービスセンター利用者も訓練に参加

◆H21.6.17実施の訓練

入所者を、施設から市の指定避難場所である周南市立湯野小学校まで移送する訓練を実施

- ・利用者を車両から降ろさず、道路状況、所要時間、利用者の状況等について確認

状況

やすらぎ苑事故対策委員会会議録

事故対策（避難訓練）経過報告書

日時	平成 21 年 5 月 27 日 (水)																								
場所	やすらぎ苑全館																								
議題	避難訓練																								
出席者	出勤職員全員																								
議事録	入所者(特養)・利用者(ア')の避難訓練 ① 当日出勤者・避難した人数・避難時間 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員数</th> <th>避難人数</th> <th>所要時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護室</td> <td>8</td> <td rowspan="3">35</td> <td rowspan="3">9分</td> </tr> <tr> <td>看護室</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>事務室</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>デイサービス</td> <td>6</td> <td rowspan="2">13</td> <td rowspan="2">4分</td> </tr> <tr> <td>居宅支援</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21</td> <td>48</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ② 経過時間内避難状況（前庭集合状況） AM 10:45 避難開始放送 10:48 5人 10:49 5人 デイサービス13人 10:50 8人 10:51 7人 10:52 2人 訓練開始から9分後 10:54 8人 特養35人全員避難				職員数	避難人数	所要時間	介護室	8	35	9分	看護室	3	事務室	2	デイサービス	6	13	4分	居宅支援	2	合計	21	48	
	職員数	避難人数	所要時間																						
介護室	8	35	9分																						
看護室	3																								
事務室	2																								
デイサービス	6	13	4分																						
居宅支援	2																								
合計	21	48																							

日時	平成 21 年 6 月 17 日 (水)							
場所	やすらぎ苑から湯野小学校まで往復							
避難時間状況表								
車輦名		開始時間	苑出発時間	学校到着時間	学校出発時間	苑到着時間	終了時間	出発場所
リフト車 I	1回目	10:30	10:37	10:40	10:45	10:49	10:52	特浴 横
	2回目	10:53	10:56	11:00	11:05	11:09	11:12	
リフト車 II	1回目	10:30	10:36	10:40	10:45	10:48	10:51	3号棟
	2回目	10:52	10:55	10:59	11:04	11:07	11:10	
軽 リフト	1回目	10:30	10:36	10:40	10:43	10:46	10:48	玄関
	2回目		10:50	10:53	10:56	10:59	11:00	
	3回目		11:01	11:04	11:07	11:10	11:12	
ラクティス	1回目	10:30	10:35	10:38	10:42	10:45	10:46	玄関
	2回目	10:54	10:56	11:00	11:03	11:06	11:08	
	3回目	11:10	11:12	11:15	11:18	11:21	11:22	
マイクロ			11:16	11:20	11:25	11:28	11:29	デイ玄関

◆訓練参加職員感想

[H21.5.27実施の訓練]

- ・入所者が避難済みかどうかの確認が徹底していなかった。
- ・職員同士の連絡の不手際から避難済みの居室に何度も入ることがあった。
- ・「トイレに行きたい」、「寒い」など、入所者に予想外の言動が見受けられた。
- ・実際の緊急時には事故発生の時間などでかなりの混乱が予想される。
- ・発熱者の対応など、時季に応じた物品の準備が必要である。
- ・避難場所は、ポールを立てるなどして、定めておくとよい。
- ・緊急時に対応するため、紙おむつ・毛布・バスタオルなどの必要物品をピックアップして、1箇所常備しておく必要がある。
- ・出口が1箇所だったので混雑した。複数箇所あるほうがよい。
- ・緊急時の利用者の所在確認が重要である。

[H21.6.17実施の訓練]

- ・入所者が車両へ乗車する際、職員が一人でリフト操作や移送を行ったが、複数人で声を掛け合って行うほうがよい。
- ・避難場所側ばかりに職員が偏らないよう、施設と避難場所双方の職員配置を検討する必要がある。
- ・道路の状態がよくわかった。(坂道、道幅が狭い、凸凹がある等)
- ・訓練時には、入所者に避難訓練であることを理解してもらう必要がある。
- ・事故のないよう、一つひとつの操作を確実にする必要がある。

取組③：H21年度防災訓練の実施 [H21.7.8]

目的

土砂災害の恐れがある時等に、職員誰でもが入所者の避難などの必要な行動が速やかに行えるよう、総合的に訓練を実施し、備えておくもの

概要

大雨による土砂災害を想定した総合的な訓練として、施設内及び関係機関への連絡、入所者を施設内の待機場所に集め、市の指定避難場所である周南市立湯野小学校体育館まで移送する訓練を実施。

平成21年度やすらぎ苑防災訓練要項

平成21年度やすらぎ苑
防災訓練要項

1. 日 時 平成21年7月8日(水曜日)
午前10時00分～11時30分
2. 場 所 やすらぎ苑 ～ 湯野小学校
3. 参加者 職員45名 パート10名 計55名
4. 訓練内容 災害発生時における、入所者の避難移送訓練

避難・搬送訓練

◎集中豪雨により土砂災害の危険が高まり、施設長より
避難指示。

- (1) 非常通報訓練
事務所職員は電話により避難開始の旨消防署・湯野支所・湯野小学校へ通報。ならびに全館放送。
- (2) 避難・搬送訓練
出勤職員は全館放送により避難開始、車を利用し湯野小学校体育館へ入所者を搬送し、介助にあたる。
- (3) 本部報告
確認後、苑長より訓練終了指示。 → 入所者をやすらぎ苑に移動。
サンルームに集合、整列。

5. 講 評
- 周南市西消防署 西部出張所長 様
周南市西消防団 湯野分団長 様
周南市役所 湯野支所長 様
湯野小学校 校長 様

* その他

本部統括(やすらぎ苑サンルーム)・・・山根施設長(090-)
やすらぎ苑担当責任者・・・主任(090-)
湯野小学校担当責任者・・・課長(090-)

状況

訓練は、職員（４５名）及びパート職員（１０名）で実施。

当日は、雨天となり、避難場所である小学校体育館には、スロープはあるものの、スロープ部分に屋根がなく、入所者を濡らすことになること、また、その他の入り口では段差があり、車いすの使用が困難であったことから、体育館内までの訓練は実施できなかった。（ただし、車両の運行状況把握も訓練の一環であるため、小学校で５分間待機した後、施設に戻ることにした。）

別紙 事故対策委員会会議録

日時 平成 21 年 7 月 8 日 AM10:00~

場所 やすらぎ苑から葛野小学校まで往復
避難車両搬送時間

車両名	運転者	避難開始時間	苑出発時間	学校到着時間	全員降車時間	学校出発時間	苑到着時間
リフト車 I		1回目	10:04	10:09	10:13	:	10:15
		2回目	10:25	10:27	10:31	:	10:36
		3回目	10:44	10:47	10:50	:	10:57
リフト車 II		1回目	10:00	10:10	10:14	5分待機	10:19
		2回目	10:24	10:30	10:34	5分待機	10:39
		3回目	10:43	10:53	10:56	5分待機	11:01
デイリフト		1回目	10:00	10:07	10:10	:	10:15
		2回目	10:18	10:24	10:28	:	10:33
		3回目	10:40	10:45	10:47	:	10:53
軽 リフト		1回目	10:05	10:07	10:10	:	10:13
		2回目	10:16	10:20	10:23	:	10:25
		3回目	10:27	10:31	10:34	:	10:38
ラクティス		1回目	10:00	10:04	10:07	4分待機	10:11
		2回目	10:14	10:16	10:18	2分待機	10:20
		3回目	10:25	10:27	10:29	3分待機	10:32
ミラ		1回目	10:09	10:11	10:14	:	10:19
		2回目	10:27	10:29	10:32	:	10:37
三菱軽		1回目	10:07	10:10	10:12	:	10:18
		2回目	10:31	10:34	10:37	:	10:42
マイクロ		1回目	10:05	10:11	10:15	:	10:20

訓練の様子





◆訓練参加職員の感想

[リフト車操作について]

- ・ 日常から、慣れておく必要があると感じた。
- ・ 操作時には、補助者が付いて、声を掛け合って作業をするほうがよい。
- ・ 車内は狭く、車いすから座席への移乗は、難しいと感じた。

[避難車両の車内について]

- ・ 寒さを訴える入所者もあり、車内にタオル、膝掛け、上着など防寒用品の準備が必要と感じた。
- ・ 避難経路の途中にある坂道では、道の傾斜で、入所者が車いすから落ちそうになったり、興奮する人、不安がる人、車いすのブレーキを外そうとする人などもいたので、乗せるだけでなく、車内でも配慮が必要と感じた。

[避難車両について]

- ・ 車いすによっては、乗車できない車両もあり、日頃から、車いすと車両の適合について把握しておく必要がある。
- ・ 多数の車両が同時に運行するので、施設、小学校それぞれに誘導する人が必要と感じた。

[その他]

- ・ 職員間の情報伝達が不十分だったと感じた。
- ・ 避難した人、まだ残っている人の確認の仕方を検討する必要がある。
- ・ 避難経路上の川が増水した場合、道が1つのため不安を感じた。
- ・ 避難時に、各入所者の状況がわかるようなカードを作成しておく必要がある。

取組④：H22年度防災訓練の実施 [H22.7.2]

目的

土砂災害の恐れがある時等に、職員誰でもが入所者の避難などの必要な行動が速やかに行えるよう、総合的に訓練を実施し、備えておくもの

概要

集中豪雨による土砂災害を想定した、総合的な訓練として、施設内及び関係機関への連絡、公休職員の非常呼集、施設前庭までの入所者避難等を実施。

- ・この度は、職員に対する詳細な訓練手順の指示は行わず、各部署の主任の判断、指示に基づいて、入所者避難を行う
- ・デイサービスセンター利用者も参加
- ・「やすらぎ苑災害時救助ボランティア」登録者も訓練の状況を見学

平成22年度やすらぎ苑防災訓練要項

平成22年度やすらぎ苑
防災訓練要項

1. 日 時 平成22年7月2日(金曜日)
午前10時30分～11時30分
2. 場 所 やすらぎ苑
3. 参加者 やすらぎ苑職員46名 パート9名 計55名
やすらぎ苑災害時救助ボランティア(登録12名)
湯野地区消防団
4. 訓練内容 災害発生時における、入所者の避難・搬送(想定)・消火器使用訓練

避難・搬送(想定)・消火器使用訓練

◎集中豪雨により土砂災害の危険が高まり、周南市役所湯野支所より避難勧告。 ☎やすらぎ苑 ☎(0834) 83-3711

⇒(湯野支所)「訓練です。豪雨による土砂災害の危険が高まりましたので、指定避難場所である湯野小学校体育館へ避難して下さい。」

⇒施設長より避難開始の指示。

(1) 非常通報訓練

- ① 事務所職員は電話により避難開始の旨消防署・湯野小学校へ通報。ならびに全館放送。
- ② 各部署より当日公休職員へ電話連絡。
⇒電話連絡を受けた職員は、やすらぎ苑へ出勤。
(到着時、事務室にて電話を受けた時刻と到着時刻を確認)

(2) 避難・搬送(想定)訓練

出勤職員は全館放送により避難開始、車を利用し湯野小学校体育館へ入所者を搬送(想定)し、介助にあたる。

(3) 本部報告

確認後、苑長より訓練終了指示。 → 入所者を居室に移動。前庭に集合、整列。

(4) 消火器使用訓練

ハツタ山口さん指導による、消火器使用訓練。(6名)

5. 講評

周南市西消防署 西部出張所長 様
周南市西消防団 湯野分団長 様
周南市役所 湯野支所長 様
湯野小学校 校長 様

6. 役割分担等

- ① 本部統括(サンルーム)・・・ 施設長
- ② 全館放送、電話通報、記録・・・ 総務課長、(通報) 相談員
- ③ 公休職員への連絡・・・ 各部署
- ④ 車両運転・・・ 出勤中の男性職員で運転可能な者
- ⑤ 本部報告・・・ 各部署主任

7. その他

- ① 特養入所者、シヨート利用者は、正面玄関・待浴室横・3号棟出入口より避難誘導し、前庭へ集合。(雨天の場合は直接サンルームへ集合。)
 - ② デイサービス利用者は、デイサービス玄関より避難誘導し、前庭へ集合。(雨天の場合は直接サンルームへ集合。)
 - ③ 車両運転職員は、搬送を想定し、車庫より前庭へ車両を移動させる。(実際の搬送時には、各出入口より利用者を乗車介助し湯野小学校へ搬送。)
- * 今回の避難訓練では、通常の日中想定で行いますので、細かい役割分担や搬出手順などは定めていませんので、各部署主任を中心に当日出勤職員により、手分けして避難誘導を行いたいと思います。
後日、反省点や改善点を確認します。
- * 当日は、やすらぎ苑災害時救助ボランティア登録者と、湯野地区消防団も参加見学される予定です。
- * 当日公休で、電話連絡を受け自宅より出勤される職員は、安全運転に留意し事故の無いよう出勤して下さい。

状況

訓練は、職員(46名)及びパート職員(9名)で実施。

昨年度訓練後の意見で作成した、入所者情報カードを、各入所者の身に付けるようにするとともに、避難完了後の居室には、避難済みのカードを下げるようにした。

各避難用出口には、職員を配置し、入所者の避難をチェックした。

[開始] 10:31 (周南市役所湯野支所より連絡)

↓

[完了] 10:50 (施設前庭へ避難)

訓練の様子



周南市役所湯野支所から避難勧告



施設内放送 ⇒ 訓練開始



職員呼集の連絡



入所者の避難



避難の確認

避難済カード





施設前庭へ避難



氏名と到着時間を記入してください。

到着時間
10:37
10:38
10:43
10:50
10:54

職員呼集



訓練終了

◆訓練参加職員の感想

[避難口について]

- ・どの避難口から避難するかを、職員各人の判断に任せたため、結局、1箇所の出口に集中することとなった。
- ・避難口によっては、段差があり、歩行者、車いす利用者どちらにも危険だと感じた。
- ・施設の内と外とで職員がリレー形式で分担して、避難誘導するほうがよいと感じた。（この点については、計画ではリレー形式の予定であったが、職員に十分周知できていなかった。）

[避難行動について]

- ・入所者のベッドからの移動介助や車いす介助は、介護職員だけでなく、その他の職員でも行えるよう、備えておく必要がある。
- ・通常は、自力歩行ができる入所者も緊急時には、車いすを使用するほうがよいと感じた。

[非常呼集について]

- ・実際の災害時に、車両を使っての参集が平常心で行えるか、不安を感じた。
- ・施設に到着したものの、その後の対応について指示がなかったので、どう対応したらよいかわからなかった。

[その他]

- ・施設内放送が聞こえなかった。日頃から音量に気を配っておく必要を感じた。
- ・ボランティア登録者について、職員に周知できていなかった。
- ・避難済みのカードを居室の入り口に下げておいたのは、わかりやすかった。
- ・各出口で、避難した入所者をクリアシートに記入する方法は、素早く確認する方法として有効だった。
- ・「防災共助マップ」の作成、人的ネットワークの構築の必要性を感じた。

取組⑤：職員に対する防災研修会の開催 [H22.1.21,22,25]

目的

職員の防災意識の啓発及び施設の立地状況や防災対策について周知を図るためのもの

概要

施設長が講師を務め、職員を3回に分けて実施。

研修会資料

平成22年1月21, 22, 25日

防災研修会

はじめに

私の体験、火災現場、台風への遭遇、阪神淡路の大震災（自宅）で現地入りしたこと
 自然災害発生国、近年世界中で甚大な被害が発生する自然災害が多発。日本も同じ状況
 予測は現状では難しいのが現状、災害には、火災、震災、風水害、雪害など、
 今回は風水害、地震を中心に話したい
 災害が起こったら、自助、共助、公助

1. マニュアルを創るきっかけと研修の目的

施設長に就任直後に、私自身がこの施設にとって大きな課題との認識に（直感で）
 県庁の突地指導監査（就任直後）で作成しているかという問いかけあり
 それに対処するために、少しずつ作業をして完成させた

今日のこの取り組みは、不安を煽ったり、現状を否定したりするものではありません。
 現実のこととして、山口県の土砂災害危険箇所（約480カ所）マップに掲載されてい
 る。施設の後背地が土石流危険渓流地、がけ崩れ危険地域になっている（山口県内に4
 0カ所ある）。やすらぎ苑の後背地には9カ所に砂防堰堤が設置されている。湯野の西
 側の山にも同じような危険地域が沢山あり11カ所砂防堰堤がおかれている。災害防止
 対策はしてある。防府のケアハウス高砂の後背地には、何の手立てもなかった。

このような現実を踏まえて日頃から、防災意識を高揚し具体的な備えをしておいてもら
 い、発生時に一歩でも前向きな様々な対処が、出来るようになっていただければとい
 う思いで設営したものです。

※土砂災害のMAP、活断層のマップについて（口頭で説明）

その他、活断層の端に位置する当地（熊毛方向から久米の山口県立周南総合支援学校近
 くまで、柴谷、防府の右田にも）

そんな自然環境の中に立地している事実を認識しておきたい

2. やすらぎ苑の防災マニュアルの要点について

■平常時の災害対策

1. 立地環境と災害予測（はじめにおよびマニュアルを作るきっかけで述べた通り、

2. 防災設備等の確認

(1) 災害共通

情報伝達、緊急放送、ホイッスル

水道の代替 *受水槽のこと 非常用の備蓄水

ガスの代替 灯油、小型のガスボンベ、カセットボンベ、*ガス保安メーターの事

貯蔵されたLPGのこと

※以下省略

状況

研修会の様子



【事例②】

[ソフト対策] (早期避難の取組)

複数の責任者の選任と早期避難の実践

施設名	幸嶺園
施設種別	特別養護老人ホーム
所在地	山口県美祢市伊佐町伊佐字下田5656番地1
施設の概要	定員84名, ショート16床
建物の概要	鉄筋コンクリート造二階建
立地の状況	浸水想定区域

[取組の概要]

特別養護老人ホーム幸嶺園は、平成22年7月15日の大雨災害で、床上までの浸水被害を受けたが、早期に避難の判断をしたことで、浸水の影響を受けることなく入所者の避難を行うことができた。

[取組の経緯]

施設は、厚狭川沿いに所在し、浸水想定区域内に立地している。また、施設の敷地は、周辺より一段下がった位置にあり、周囲から水が流れ込みやすく、過去にも、大雨等により、敷地内がポンプによる排水を要するほど冠水した経験がある。このことから、施設では、特に水害に対して備えておくことの必要性を感じていた。



また、施設の入所者の多くが、寝たきりの高齢者であることから、市の指定避難所への避難は、事実上、困難と判断して、施設が浸水した場合は、2階の食堂娯楽室に避難するよう定めていた。

[取組の状況]

- ・平成22年6月27日大雨時における避難
- ・平成22年7月15日大雨時における避難

○平成22年6月27日の大雨時における避難

時 間	状 況 ・ 対 応
6月27日 13:20	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨洪水警報発令を受け、施設長から、入所者の人数、施設の窓、排水溝の状況などをこまめに確認するよう指示 ※当日、施設長は、園不在であったため、電話により指示
14:40	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場冠水の恐れがあるため、施設及び職員の車両を移動 ※トップリーダー3名で協議の上、決定
14:55	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長から、施設が冠水した際の対応を、市内の排水ポンプを備えている土木建築事業者に依頼した旨、連絡 ・以降は、施設から事業者に連絡をするよう指示 ・入所者の安全が確認でき次第、職員も帰宅するよう指示 ※事業者とは、大雨時等には、施設周辺のパトロールの実施や冠水時の排水作業の対応について、事前に協議済み。
17:15	<ul style="list-style-type: none"> ・美祢市役所から、厚狭川が危険水域を越えており、また、市内で冠水が数カ所あることから、施設においても早めの対応を図るよう連絡 ・玄関前駐車場の冠水を確認
17:17	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長に状況報告 ⇒ 事業者に排水作業を依頼するよう指示
17:20	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者へ連絡
17:35	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者到着 ⇒ 状況確認 ⇒ ポンプ手配
18:20	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長に状況報告
18:25	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長から、職員が在園のうちに1階入所者を2階食堂娯楽室に移動するよう指示
19:10	<ul style="list-style-type: none"> ・1階入所者29名を自室から食堂娯楽室に移動完了 (約40分の時間を要した。) ・排水ポンプ設置
19:30	<ul style="list-style-type: none"> ・一応の区切り ⇒ そのまま残っていた職員の帰宅を指示 ※トップリーダー3名で協議の上、決定
19:40	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長に報告 ・施設長から、食堂娯楽室に移動した入所者の介助については、プライバシーの確保等を図るよう指示。 ・夜勤職員以外の職員帰宅（トップリーダー3名、リーダー2名帰宅）
6月28日 7:30	<ul style="list-style-type: none"> ・1階入所者は、そのまま食堂娯楽室で朝食を食事
8:10	<ul style="list-style-type: none"> ・1階入所者を自室に移動
8:50	<ul style="list-style-type: none"> ・移動完了

◆対応後の気づき

- ・ 2階に避難していた入所者が自室に戻った後、再度、警報が発令された。
⇒ 状況の見極めが難しい。
- ・ この大雨での被害は、結果的には、施設駐車場の冠水までであったが、この時の対応が、7月15日の大雨の際の避難行動に活かされた。（7月15日は、早朝の対応となったため、夜勤職員のみでの少人数によることとなった。）

○平成22年7月15日の大雨時における避難

時 間	状 況 ・ 対 応
7月15日 5:20	・ 事業者がポンプ作業開始 ※事業者見回りによる自主的判断
5:30	・ 夜勤職員から、第3番目の責任者である主任に、状況を報告 ・ 主任から、夜勤職員（宿直含む。）で1階入所者を2階食堂娯楽室に移動するよう指示 ・ 主任から、トップリーダー3名に出勤を指示、主任も直ちに出勤 ※施設長は、県外に出張中で不在、第二番目責任者の事務長も雨で、施設まで向かえない状況で、主任が現場での責任者として対応
5:40	・ 1階入所者を2階食堂娯楽室にベッドに寝たままの状態で移動を開始（4名で対応）
6:10	・ 施設長、事務長に状況報告
6:25	・ 主任、施設到着 ⇒ 施設駐車場の車両の移動を指示
6:40	・ 1階入所者の移動完了 ・ 施設長に報告
7:15	・ 朝食開始
7:20	・ 1階玄関口より浸水
7:25	・ 1階廊下浸水
7:28	・ 施設長から、パソコン、書類等の移動指示
7:30	・ 事務長から、美祢市役所への連絡指示
7:35	・ 美祢市役所に、状況について連絡
8:10	・ 1階浸水20～30cm ⇒ エレベーター使用不能
8:30	・ 事業者が2機目のポンプ設置
10:00	・ 1階の室内の水が引く
	・ 全職員で復旧作業

◆対処後の気づき

- ・あらかじめ、複数の責任者を定めておいたこと、また、夜勤者には、その日ごと、誰の指示に従うかを周知していたので、対応が早かった。
- ・夜勤者のなかでも、その日ごとのリーダーを定めていたので混乱しなかった。
- ・早めに、避難を開始したことで、エレベーターが稼働している間に、ベッドに寝た状態で、入所者を2階に移送することができた。
- ・浸水前に車両を移動することができたため、車両への被害を免れた。
- ・排水作業が事業者任せになっていた。
- ・連絡網によるリーダーへの連絡ではなく、全ての職員に一斉連絡をするべきだった。
- ・施設に近い職員から優先して、連絡するべきだった。
- ・全職員で、復旧作業を行い、職員の結束力を実感した。

H 2 2 年 7 月 1 5 日 大 雨 被 害



復旧作業の様子



【事例③】

[ソフト対策] (防災共助マップの取組)

近隣施設との災害時応援関係の構築

施設名	梅光苑
施設種別	特別養護老人ホーム
所在地	山口県山口市鋳銭司2361-3
施設の概要	定員110名, ショート10床
建物の概要	鉄筋コンクリート造平屋建
立地の状況	土砂災害警戒区域 (土石流)

[取組の概要]

特別養護老人ホーム梅光苑では、施設が立地している場所が土砂災害警戒区域に指定されていることから、防災共助マップの取組として、施設周辺で入所者の避難先と成り得る場所について検討・協議し、その結果、災害時の一時避難所として、近隣施設との応援関係を構築することができた。

[取組の経緯]

施設が立地している場所は、土砂災害警戒区域に指定されている。また、最寄りの市の指定避難所である公民館までは、片道2km以上の距離がある。施設には、100人を超える入所者がいることから、短時間での避難は、極めて困難であり、より近傍の場所での避難先を検討する必要がある。



[取組の状況]

①施設職員による検討

入所者と車両の状況から、避難の際には、往復を繰り返す必要があるが、公民館までは距離もあり、施設の避難場所としては適さない。

⇒ 職員で、代替となる避難先について検討

②防災共助マップの検討

地図で施設周辺を確認し、地域の防災資源として、入所者の避難先と成り得る協力要請施設をピックアップ

⇒ ・ 県消防学校
・ 県総合支援学校

県総合支援学校は、ほぼ県道を挟んだ反対側の場所に所在しているが、施設と同様に土砂災害警戒区域内に立地している。これに対して、県消防学校は、施設に隣接しているものの、高台にあり、土砂災害警戒区域には指定されていない。

このことから、避難先としての協力要請先を県消防学校に選定。

③協力の要請

県消防学校に対して、施設が土砂災害被災の恐れがあるときには、屋内訓練場を入所者の一時避難所として利用できるよう、協力を要請。

県消防学校には、避難する入所者の多くが寝たきりの高齢者であり、長期滞在しての避難先としては適さないことから、あくまで、災害の危険を回避するため、また、施設がもしも被災した場合に、入所者の避難先が決定するまでの間の一時的な避難先としての協力を要請した。



[県消防学校]

「防災ヘリが対応中の時は、使用できない。」，「避難が長期に亘る場合には、別途協議する。」等の条件を付して、一時的な避難先として了解。

※この度は、協議記録として残し、覚書等は取り交わさないことで双方了解。

その他の取組①

施設の裏手には、市の配水池がある。大雨等の際には、山からの水が、そこに繋がる舗装路をつたって、そのまま施設に向かって流れてくるため、施設より手前の2箇所で土嚢を積み、すぐ北側に流れている川へ、水が流れ込むよう対策を講じている。(H21年7月の豪雨の際には、濁流となって押し寄せてきた。)



その他の取組②

施設の南北両側に普段はほとんど水の流れない川が所在している。これらは、ひとたび大雨が降ると、山からの水が濁流となって流れるが、川底に相当量の土砂が堆積していたことから、堆積土砂の浚渫について管理者に要請した。



大雨時の川の様子



浚渫工事



完了

【事例④】

[ソフト対策] (地域とのネットワークの取組)

地域との災害時応援関係の構築

施設名	大島苑
施設種別	特別養護老人ホーム
所在地	山口県柳井市遠崎4 1 2 - 4
施設の概要	定員30名, ショート12床
建物の概要	鉄筋コンクリート造平屋建
立地の状況	土砂災害警戒区域 (急傾斜地崩壊)

[取組の概要]

特別養護老人ホーム大島苑では、災害発生時の入所者の避難と避難後のケアのため、地域の老人クラブと災害時の応援関係を構築している。

[取組の経緯]

平成15年10月に、施設の近隣地区の老人クラブで、今後、地域の施設としてお世話になることも考えられる、元気な時には、何か手助けができるのではないかと、火災や地震、がけ崩れなど、災害が起こった際には人手が必要ではないかとのことから、ボランティアとして入所者の避難支援を行う「大島苑支援隊」を自主的に結成した。

[取組の状況]

○施設の防災体制における位置付け

「大島苑支援隊」は、施設の防災活動組織図の中に明記されており、災害発生時には、施設長から支援隊長（上原地区老人クラブ会長）に応援要請があり、各隊員は、支援隊連絡網により、施設に呼集される。

「大島苑支援隊」は、災害時には、入所者等の避難支援を担っており、施設外での避難活動と、避難場所で入所者に付き添って、不安感の解消に努めるよう役割分担がされている。

○施設の防災訓練の参加

施設が実施する防災訓練の際には、「大島苑支援隊」も参加し、車いすの操作や施設建物外での入所者の避難活動、避難後の付き添いなど、実際の役割に沿った訓練を行っている。

[その他の取組] 食料備蓄を入所者及び職員分として1週間分確保している。

大畠苑支援隊

第48号

大畠町 ボランティアだより 翼

平成16年6月20日発行

大畠苑の緊急避難にボランティア支援

5月11日(火曜日)の10時30分から、大畠苑の火災避難訓練が実施されましたが、この訓練に、上原老人クラブもボランティアとして支援隊を編成され参加されました。

当日は、大畠苑の職員、消防署の署員、上原老人クラブの支援隊が合同で、入所者を車椅子で搬出したり、消火器による消火訓練などが行われました。



【事例⑤】

[ソフト対策] (同種施設間協力の取組)

非常災害時相互応援協定の締結

施設名	所在地	施設種別
たぶせ苑	山口県熊毛郡田布施町大字宿井406	特別養護老人ホーム
やまと苑	山口県光市岩田267	〃
光富士白苑	山口県光市虹ヶ浜二丁目5-7	〃
松寿苑	山口県下松市大字来巻944-1	〃
ほしのさと	山口県下松市生野屋南一丁目13-1	〃
天王園	山口県周南市大字大河内1109-2	〃
友愛園	山口県周南市大字須々万本郷28-1	〃
やまなみ荘	山口県周南市大字鹿野上2755-1	〃
福寿荘	山口県周南市大字米光361	〃
やすらぎ苑	山口県周南市大字湯野158	〃
とくち苑	山口県山口市徳地八坂1330	〃
周南市鼓海園	山口県周南市孝田町1-38	〃
(12施設)		

[取組の概要]

周南地区に所在している施設を主体に、特別養護老人ホーム12施設で、災害時における入所者の処遇等についての協力を約した、施設間協定を締結している。

[取組の経緯]

周南地区に所在する介護老人福祉施設で介護保険等に関する各施設同士の意見交換の場として周南地区介護老人福祉施設運営懇談会が、組織された。

災害時における入所者の処遇等については、各施設で不安を感じていたことから、懇談会の場で、施設間での協力について、提案、検討された。

[取組の状況]

周南地区介護老人福祉施設運営懇談会に加盟する施設において、協定を締結。

被災の程度や入所者の人数等は、その時の状況によって異なることから、詳細については、災害時に協議し、決定することとし、当該協定では、加盟施設が相互に協力することを趣旨として、取り決めた。

非常災害時相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、周南地区介護老人福祉施設運営懇談会（以下「運営懇談会」という。）加入施設が被災した場合、当該施設の要請に応じて、加入施設が相互に協力して被災施設の応援をすることについて必要事項を定めることを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 火災や地震、風水害等により被災し、被災施設だけでは、入所者の処遇や復旧が困難な災害を対象とする。

(相互応援の内容)

第3条 この協定による相互応援の内容は、被災のため一時的に処遇が困難になった入所者の受け入れ、復旧に必要な人的及び物的な応援など総合的な応援援助を行う。

(協定書細目)

第4条 この協定を、より実効性のあるものとするため、別に非常災害時相互応援協定書細目を定める。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の変更若しくは疑義が生じたときは、運営懇談会で協議決定する。

(協定書の保管)

第6条 この協定を証するため、運営懇談会加入施設長がそれぞれ押印し、各自1通を保管する。

附則

この協定は平成21年1月20日から効力を生ずる。

協定締結日

平成21年1月20日

非常災害時相互応援協定書細目

(目的)

第1条 この細目は、非常災害時相互応援協定をより実効性のあるものとするために必要な事項について定めることを目的とする。

(相互応援)

第2条 協定に参加する施設は、被災施設から応援の要請があった場合は、可能な限りその要請に応えられるよう努めるものとする。

(経費の負担)

第3条 応援に要した費用のうち、人的な応援については、応援側の負担とし、その他の費用については協議の上決定する。

(災害の補償)

第4条 この協定による応援により、万一負傷等の人身事故が生じた場合には、応援側が補償（労働者災害補償保険法に基づく申請）する。

(その他)

第5条 その他必要事項については、周南地区介護福祉施設運営懇談会で協議決定する。

附則

この協定は平成21年1月20日から効力を生ずる。

【事例⑥】

[ソフト対策] (防災マニュアル作成の取組)

防災活動を段階別に区分したマニュアルの作成

施設名	とくぢ苑
施設種別	特別養護老人ホーム
所在地	山口県山口市徳地八坂1330
施設の概要	定員70名, ショート16床
建物の概要	鉄筋コンクリート造平屋建
立地の状況	浸水想定区域

[取組の概要]

特別養護老人ホームとくぢ苑では、施設の防災マニュアルのなかで、特に風水害については、気象情報等に基づく基準や行動等を段階別に区分し、定めている。

[取組の経緯]

施設は、佐波川沿いに立地している。また、主要道路は、唯一の橋を渡った対岸に位置しており、大雨等により、河川が氾濫した場合、施設が孤立することも懸念された。このことから、気象情報や周囲の状況を把握しながら、対応を図るマニュアルを策定することとした。



[取組の状況]

防災マニュアルのうち、自然災害については、突発的に被災した後に対応を要する地震や竜巻等と、時間的経過の中で対策を講じていく台風や長雨などの風水害とを区分して作成した。

特に、風水害については、大雨警報の発令や付近を流れる佐波川の状況などを把握して、それぞれの段階において、職員体制や行うべき防災行動等を定めている。

※ 施設の立地条件や施設利用者、職員数等によって、基準の設定や対応は異なりますので、自施設の状況に応じて検討してください。

佐波福祉会防災マニュアル（抜粋）

佐波福祉会 防災マニュアル 第1章 総論

I 目的

本マニュアルは、特別養護老人ホーム、生活支援ハウスまなご、グループホームかじかの里、とくち苑デイサービスの防災計画について必要事項を定め、緊急時における災害の防止と人命及び財産の安全を図ることを目的として定める。

II 適用範囲

災害の種類 火災、地震、台風・長雨による出水、土石流、地すべり等諸災害に対応するものとする。

対象者・施設 特別養護老人ホーム、生活支援ハウスまなご、グループホームかじかの里、とくち苑デイサービス、管理棟等施設内の総ての人・物を対象とする。

III 災害時対応の共通事項

体制及び権限

本マニュアルに基づく活動を円滑にするため、総括責任者、並びに実施責任者を置き、活動体制を編成する。

(1) 総括責任者は、計画の策定や災害に対する対応の決定権限を持ち、すべての責任を負うものとし、施設長とする。

(2) 実施責任者は、本マニュアルの実行についての権限を持つものとし、事務長とする。

(3) 職員は、本マニュアルにより対応するものとし、具体的な災害対策本部体制は別表に示すとおりとする。

緊急避難場所

災害発生時の緊急避難場所として、八坂小学校、八坂公民館、石谷医院を指定する。

具体的には緊急時に福祉会本部及び市並びに地域防災機関と協議し、場所・避難人数等を決定する。

IV 防災自主対策

○自衛防災組織の整備訓練

本マニュアル、消防計画に則り、年2回の訓練を行う。

○地域防災組織との情報交流及び訓練の実施

地域消防団との協議会を実施し、施設設備等の設置状況を説明するなど情報交流を行うとともに合同の防災訓練を実施する。

○自家発電装置の設置

災害等による停電に備えて「施設用自家発電装置」を設置し、事業続行に可能な必要最小限度の電源の確保を図る。

○防災用土嚢の設置

防災用の土嚢袋500枚、詰真砂4トンを常備する。

第2章 災害発生時の対応

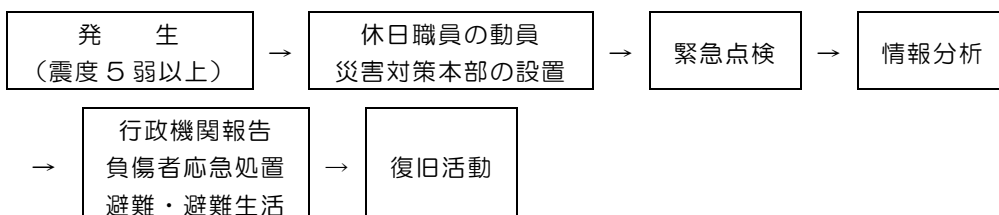
第1 火災の場合

消防計画により実施する。（後頁に添付） ※掲載省略

第2 震災の場合

（震度5弱以上の地震が発生した場合、地震被害の発生が予想される時）

I 平日の場合



1 災害対策本部の設置

- 地震（震度5弱以上）が発生すると、管理者を責任者とする災害対策本部（別表）を設置し、福祉会本部と連絡して、直ちに緊急点検を実施し、具体的対応を実施する。
- 具体的対応を実施するにあたり、福祉会本部及び地域防災機関と協議・連携して行うこととする。
- 休日職員への動員連絡は、『緊急・非常時連絡網』を持って行う。
- テレビ・ラジオ等の報道で被災の状況が推測される場合、職員は自主的に対策作業に出動するものとする。

2 緊急点検・処置 災害の点検、調査、報告

- 管理者は連絡道、電気、水道、ガス、機械室給湯設備等の点検を行い、被災の場合はその内容を調査し福祉会本部へ報告する。
- 管理者は入居者、利用者等の状況を把握するとともに施設の状況を調査し、福祉会本部に報告する。この場合入居者、利用者の安全確保、安全誘導を第1順とする。

3 行政等への報告

- 管理者は、苑内の状況を福祉会本部及び市・県並びに関係機関に報告し、災害の状況に応じて適宜、応援等の要請を行う。

4 負傷者等への対応

- 負傷者が発生した場合直ちに看護職員により応急救護班を施設内に設置し、負傷者が出た場合嘱託医に連絡するとともに負傷者の応急処置を行い、程度によって消防救急隊の要請等適切な対応を行う。
- 負傷者が多数且つ重症の場合は消防救助隊に連絡するとともに医師の派遣を要請する。

5 避難時の対応

- 利用者の自宅送りを基本とするが、被害の状況により避難の是非は福祉会本部と協議し管理者が決定する。管理者は、被災の状況を福祉会本部又は市・県並びに関係機関に報告・協議し、施設避難または他の避難場所の受け入れ先を決定する。
- 管理者は必要に応じ福祉会本部と協議し、救援の要請を行う。
- 避難は怪我の状態、介護度等を考慮し、看護師の指示により、全職員・全車両並びに地域防災機関、ボランティア等の協力を得て行う。
- 避難先への介護必要物品の輸送も前項の規程に準じて行う。

6 避難先での対応

- 管理者は福祉会本部と協議し、職員を避難場所に配置する。
- 職員は担当のケアマネ及び家族と相談し、介護の実施に努める。
- 食事に関することは福祉会本部の指示に従う。
- 管理者及び職員は、避難先での利用者の情報収集に努め、福祉会本部へ連絡し、指示を受ける。
- 管理者及び職員は、福祉会本部と協議し、市・県並びに外部機関（地域ボランティア、地域防災機関）等との情報交換、物資の調達、カウンセラの配置等に努め、利用者の不安の解消に努める。

7 復旧作業等の対応

- 本体設備以外の器具、物品の破損、飛散等については、職員により片付けを行う。
- 施設設備本体に亀裂等の損傷が見られる場合は、山口市役所に連絡する。
- 職員等による施設の修復作業は室内の器具備品の片づけ等に限り、設備備品等については福祉会本部と協議し、専門家の点検調査を受けた後、保険会社・保守委託業者等とも協議し、専門業者により実施する。
- 道路、電気・水道・ガス等の復旧作業は福祉会本部と協議し、市・県及び保守委託業者とも協議し、早期の復旧を図る。

II 休日・夜間の場合

1 災害対策本部の設置と職員の動員

- 震度5弱以上の地震が発生した場合、管理者は福祉会本部と協議し、必要な場合は災害対策本部を設置する。
- 電話等のライフラインが閉ざされることも予想されるので、震度5弱以上の地震が発生した場合、職員は自主的に出動するものとする。

2 緊急点検・処置作業

- 管理者及び職員は、入居者・利用者の状況を把握し、福祉本部に報告する。
- 管理者及び職員は、発生後速やかに、施設の点検等を行い、福祉本部へ報告する。

3 災害の調査・報告・応援の要請

- 管理者及び職員は、被害の状況等を把握、整理し、随時福祉本部、または、山口市・県並びに地域防災機関等に報告するとともに、必要な応援を要請する。

4 復旧作業等の対応

- 平日時の対応に準じて行う。

5 避難時の対応

- 避難は、施設長、事務長等責任者の出勤を待って行う。ただし、緊急な避難が必要な場合、又は、責任者の出勤が遅れる場合、また、連絡が不能な場合は、地域防災機関の指揮者、または、自らの判断により、避難の開始を行う。
- 避難の方法は、平日時の要領に準じて、行う。

6 避難先での対応 食事・衣類

- 平日時の対応に準じて、行う。

7 復旧作業等の対応

- 平日時の対応に準じて、行う。

第3 風水害（土石流・がけ崩れを含む）の場合

風水害の発生は、台風及び長雨による集中豪雨が起因する。この場合、災害発生まで事象の積み重ねと時間の経過があるため、状況を5段階に分け、それぞれの対応する基準を定めるものとする。また、極稀に竜巻等の突風による被害もあるが、これらによるものは、予想がつき難く、震災等に類似するので、震災時の対応で行うこととし、ここでは台風及び集中豪雨に対してのマニュアルとする。

風水害の防災活動

段階	風雨の強度の状況 【○は台風の場合】	職員の対応		防災活動
		平日	休日夜間	
1	大雨警報の発令 (大型台風の県内接近)	県外出張中止等 行動規制	自宅待機	情報の収集 防災体制の確認
2	長雨による佐波川ダムの放流 (大型台風の中心部が通過予想)	川の水位の監視 堤防の巡視	管理者は水位の確認 (市設置の監視カメラ情報の利用等)	情報の収集 職員への連絡体制の確認 地下部の水位の監視 テイサービス事業の中止の検討 (敷地内の物品の収納整理)
3	放流後も長雨(強雨)の連続 地下部の浸水	災害対策本部の設置 職員に出勤要請		川の水位の監視 土石流・がけ崩れの監視 防災機関(市・消防団等)との連携 避難場所等の調整 テイサービス事業の中止
4	避難勧告 (台風被害発生)	全職員に出勤要請 災害対策活動実施		避難開始 施設防御作業の実施
5	避難指示	全職員避難活動実施		直ちに全員避難
帰宅作業及び避難不能の場合		施設外防御・施設内避難体制を整え、施設内避難とする		

1 災害対策本部の設置

台風・長雨により、大雨警報が出され、佐波川の水位の上昇が続く危険がある場合、施設長・事務長等と協議、又は、管理者の判断で、災害対策本部を設置する。

情報の収集、職員の動員、対策業務、避難、復旧活動について、その対応指針を示す。

2 段階の基準・情報の収集 気象情報

情報の収集は、気象庁による情報、市・県並びに地域防災機関等の情報による。

- 第1段階 気象庁の気象情報に大雨警報が出された場合。
- 第2段階 大雨警報が続き、佐波川ダム放流サイレンが鳴る場合
- 第3段階 第2段階の後、気象情報、防災無線等により、今後も降雨が連続する恐れがある場合。
佐波川の増水が異常状態の場合。
- 第4段階 当地域に避難勧告が出された場合。
- 第5段階 避難指示が出された場合。

3 職員動員の基準

- 第1段階 管理者は県外出張を中止する。また、休日夜間の場合は、所在を明らかにし、待機する。
- 第2段階 管理者は、佐波川の水位の動向を観察し、必要に応じ、職員に待機体制を命じる。休日夜間の場合、市の監視カメラの情報等を聴取し、必要な場合は、出動する。
- 第3段階 災害対策本部を設置し、職員に災害対策体制をとらせる。夜間休日の場合、職員の出動を要請する。
- 第4段階 全職員が災害対策体制に入り、法人本部と協議し、具体的対策に当たる。
- 第5段階 同上

4 対策業務

- 第1段階 情報の収集、体制の確認
- 第2段階 情報の収集、職員への連絡体制の確認、防災資材の確認、車輛等の確認、点検。
サービス事業の中止の検討（遠隔地、辺地等の利用者）増水の危険がある場合の車輛移動。
- 第3段階 指揮班は、災害対策本部の設置、水位の監視、土石流、がけ崩れ危険現場の監視、市並びに地域防災機関との連携確認、避難の準備、避難における必要事項（避難用具、手段、職員、避難先での必要事項）場所の調整、防災資材の準備（土嚢詰め）避難場所、避難車輛用具等の計画配備。
強雨が連続の場合サービス事業を中止し、全利用者の帰宅作業開始。
- 第4段階 非難活動の開始、市並びに地域防災機関への支援の要請、避難場所の確認、避難車輛用具等の確認、必要物品の確認、避難開始。
施設の施錠の確認。
- 第5段階 職員、地区防災機関、地区ボランティア等全員が入居者、利用者の避難作業に当り、直ちに全員避難を完了する。

5 施設内避難

まなご橋の通行不能、道路の決壊、浸水等で避難が不能になり、人が取り残された場合、施設防御、施設内避難体制をとり、救助を待つ。

- 避難場所 まなご、かじかの里、特養入居者、利用者全員特養ユニット4丁目のホールを避難場所とする。
- 施設防御 施設内の浸水を防ぐため、全窓、ドア、扉を閉める。
防火扉をとじる。
可能な場合は、土嚢を入口に積み補強する。

6 避難時の対応 避難行動、使用車輛、建物防護等

地震時の対応に準じて、行う。

7 避難先での対応 食事・衣類等

地震時の対応に準じて、行う。

8 復旧に向けての対応 浸水時 生活水、ライフラインの確認

被災の度合いにより、市・保健所等の指導により復旧作業を行う。
身近な物品を除いては、専門業者の元手の復旧作業を原則とする。

緊急時の連絡先（行政機関）

○ 佐波福祉会災害対策本部 0835-56-1306

火災の場合

事 象	山口市	県
通報	防府消防署 TEL 119	
避難協議		長寿社会課 TEL 083-933-2793

震災の場合

事 象	山口市	県
通報	市防災危機管理課 TEL 083-934-2723	長寿社会課 TEL 083-933-2793
避難協議		//
救援要請活動		//

風水害の場合

事 象	山口市	県
通報	徳地総合支所施設管理課 TEL 52-1112	長寿社会課 TEL 083-933-2793
堤防越流の危険		
避難協議		//
救援要請		//

土砂災害の場合

事 象	山口市	県
通報	道路河川管理課 TEL 083-934-2835	長寿社会課 TEL 083+933-2793

山口市役所徳地総合支所施設管理課 TEL 52-1112

別 表

災害対策本部体制

本部隊の編成		任 務
総括責任者	災害対策本部長 管理者（施設長）	計画策定、対策の決定等総合的に決定する。
実施責任者	災害対策隊長 管理者（事務長）	決定に基づき、マニュアルにより対策を実行する。
指揮・通信班	班長 管理者の指名 する職員 （事務長） 班員 事務職員	災害対策隊長任務の補佐 災害対策本部の設置 情報の収集、決定事項、情報等の伝達 地区防災機関との連絡調整・要請 各班への情報、決定事項の伝達 その他必要事項
施設・帰宅作業班	班長 管理者の指名 する職員 （各管理者） 班員 介護職員	利用者の安全確認、保護 施設物品の確認 本部への情報の伝達 帰宅作業の方法手段等の確認・実行 避難先での利用者の介護 その他必要事項
応急救護班	班長 看護職員 班員 介護職員 （看護職員）	応急救護所の設置 負傷者の応急処置 救急隊との連携及び情報の提供 その他必要事項

休日・夜間時の災害対策本部

指揮者 施設長 （特養 宿日直者）	通報・連絡班	特 養 まなご かじか	勤務職員 勤務職員・宿日直者
	施設 避難誘導班	特 養 まなご かじか	勤務職員 勤務職員・宿日直者 勤務職員

【事例⑦】

[ハード対策]

土砂災害警戒区域から移転した施設の整備

施設名	るりがくえん
施設種別	障害者支援施設
所在地	山口県山口市鑄銭司 8 1 2 - 1
施設の概要	入所 7 6 名（建て替え後）
建物の概要	鉄筋コンクリート造三階建（建て替え後）
立地の状況	土砂災害警戒区域・特別警戒区域（急傾斜地崩壊）

[取組の概要]

障害者支援施設るりがくえんでは、施設のうち老朽化した旧建物が、土砂災害警戒区域、特別警戒区域に立地していたことから、この度、施設建て替えに合わせて、施設敷地内のうち、両区域に指定されていない場所を選定し、建設することとした。

[取組の経緯]

昭和 4 6 年、4 9 年に整備されたるりがくえん男子寮建物は、建設から既に 3 5 年以上が経過し、老朽化が進んでいたことから、建て替えを計画。

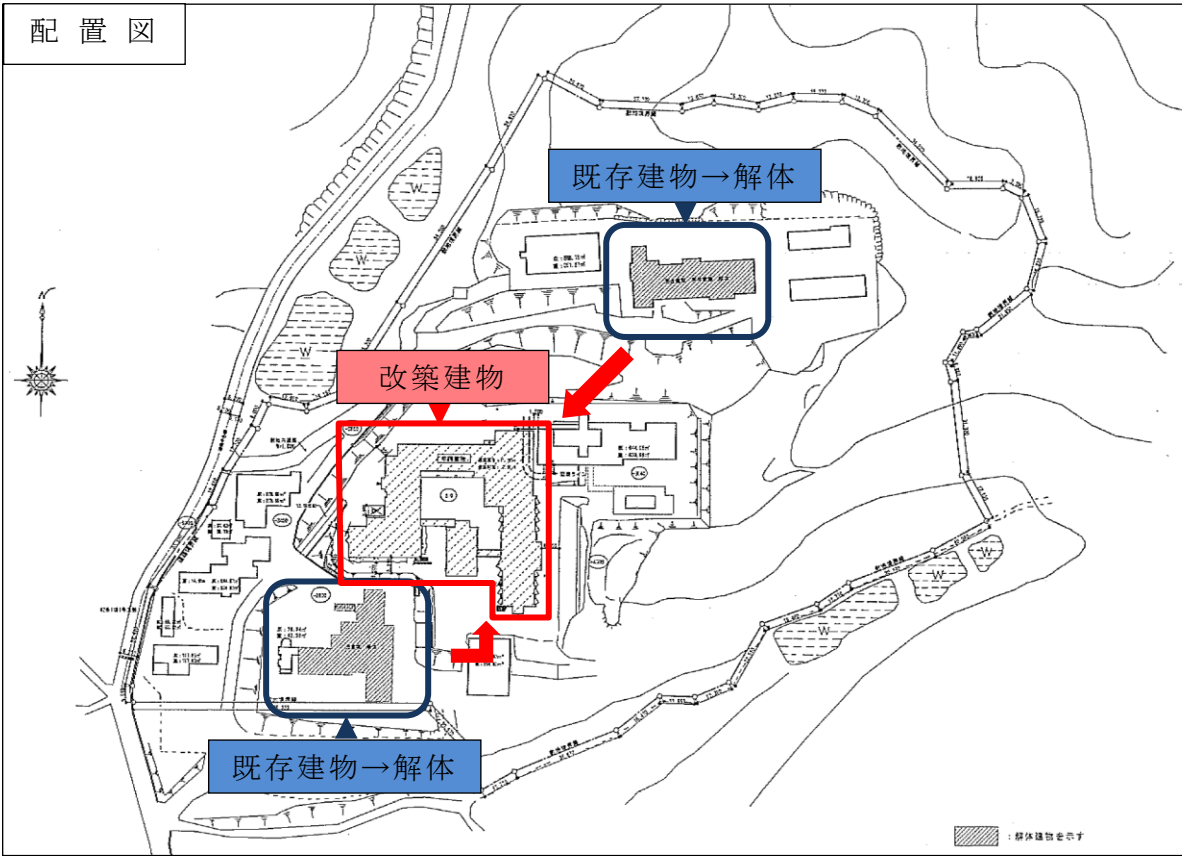
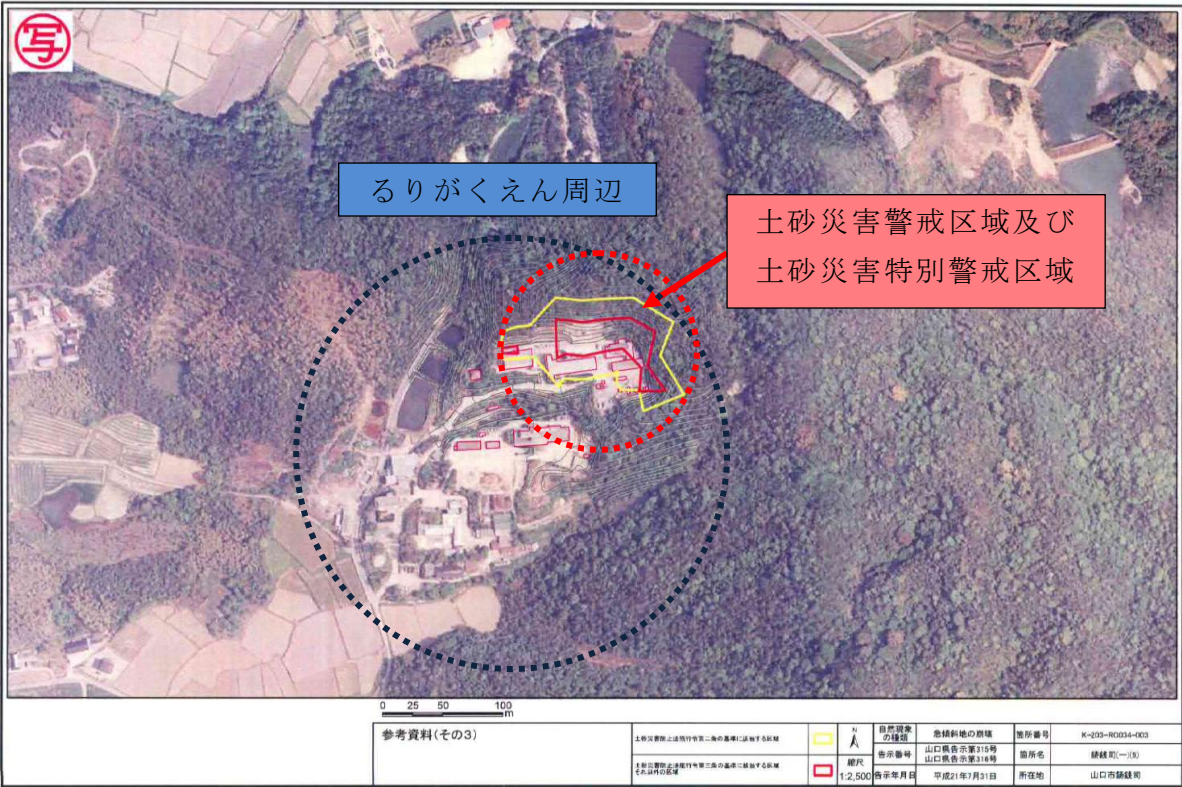
建て替えを計画した建物の一部が立地している場所は、土砂災害防止法に基づき、H 2 1 . 7 . 3 1 に土砂災害警戒区域、特別警戒区域に指定された。



[取組の状況]

この度の建て替えを機会に、施設が所有する敷地内で、土砂災害警戒区域等に指定されていない場所に建物を建設することとした。

施設の立地の状況



【事例⑧】

[ハード対策]

災害時に備えた緊急用道路の整備

施設名	豊寿苑
施設種別	特別養護老人ホーム
所在地	山口県下関市豊浦町大字厚母442
施設の概要	定員74名，ショート16床
建物の概要	鉄筋コンクリート造平屋建
立地の状況	小高い山地の造成地（土砂災害警戒区域の指定等なし）

[取組の概要]

特別養護老人ホーム豊寿苑は、災害時の避難路の確保とスムーズな避難が行えるよう、平成21年度に緊急用道路を新たに整備した。

[取組の経緯]

施設は、周囲より一段高い丘に立地しているが、進入路は、1本だけであり、また、この進入路が、土地を造成して整備された道路であったことから、大雨等により道路下の土が削れる心配があった。（実際に造成した法面は大雨で崩れたことがあった。）

また、施設への道が1本であることから、災害発生時に、救助等の外部の車両が通路を塞ぎ、施設外への避難が迅速に行えないことも想定された。

[取組の状況]

①施設周辺の土地の取得

施設の周囲には山林が迫っていることから、周辺の土地を取得し、一部の不要な木を伐採するなど、山の手入れを行った。

②緊急用道路用地の整備

緊急用道路用地は、一部が山道（いわゆる赤線）であったが、当時は、山林からの雑木や、竹藪、雑草等が生い茂り、通行できる状態になかった。しかし、土地の取得を機に、地域がボランティアとして、これらを伐採し、施設周辺の環境整備を行った。（結果的に、緊急用道路の下地ができたことになった。）

③緊急用道路の整備

隣接する空き家と土地が施設に無償提供されることになり、ボランティアが整備した土地と合わせて、北側に施設から市道までの一連の土地が確保できた。

この場所は、施設を建設する際の造成地ではなく、既設の通路よりも地盤が安定しているであろうとの判断から、ここに緊急用道路を建設することとした。

緊急用道路の整備工事

第 7 号

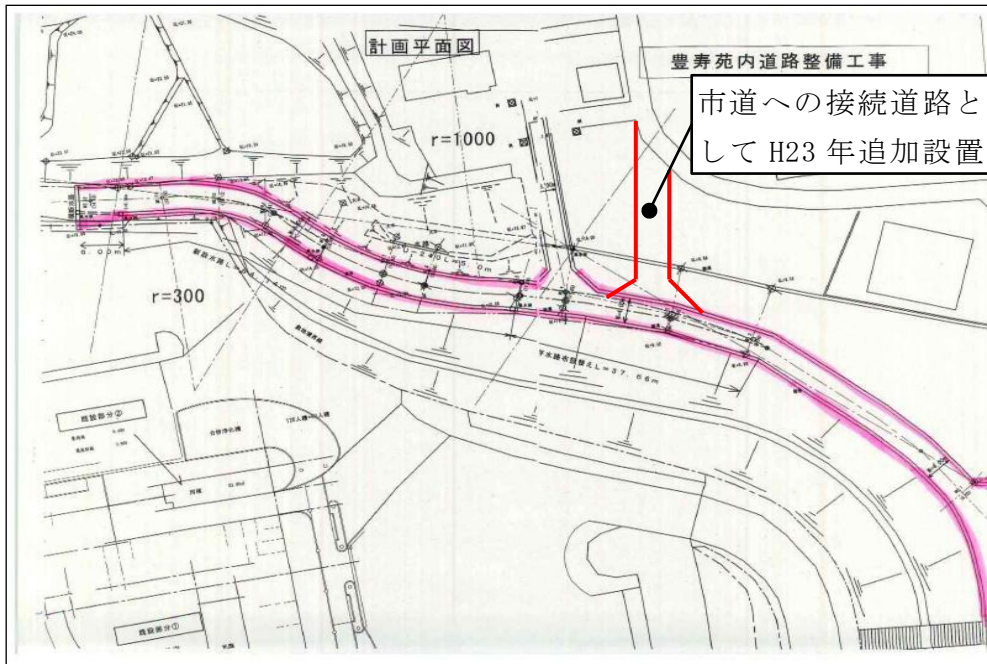
豊 寿 苑



かねてより計画していた、緊急用取付道路の整備工事がようやく起工しました。昨年の山林購入のきっかけともなった緊急用取付道路です。現在、豊寿苑の進入路は1本しかないため、昨年の防府の施設が被災した影響もあり、当苑の進入路がもう1箇所必要と考え、増設を検討してきました。現在の職員駐車場につながる北側道路で、現在の東側道路と合わせて2本目の道路となります。



緊急用道路の整備工事



屋根付きスロープと緊急用道路の設置



既設道路

新設道路



【事例⑨】

[ハード対策]

海岸沿いに立地した施設の高潮対策

施設名	伊保庄園
施設種別	特別養護老人ホーム
所在地	山口県柳井市伊保庄1-2
施設の概要	定員100名，ショート14床
建物の概要	鉄筋コンクリート造平屋建
立地の状況	瀬戸内海沿岸，一部土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊）

[取組の概要]

特別養護老人ホーム伊保庄園では、施設が海に隣接して立地していることから、ブロックと羽目板式の防波壁を設置するとともに、土嚢を常時準備し、災害に備えている。

[取組の経緯]

特別養護老人ホーム伊保庄園では、平成16年の台風18号で、付近の護岸箇所が破堤し、床上浸水の被害を受けたことから、高潮対策について検討した。

[取組の状況]

台風18号の被災では、シャッターは、風が中に吹き込むことで、破損してしまった。

このことから、普段の出入りには支障がなく、また、台風時の吹き込みの影響も受けることがないように、一部を羽目板式にした、ブロック積みの防波壁を設置した。

平成16年台風18号高潮被害



付近の護岸箇所が破堤して浸水



防波壁の設置

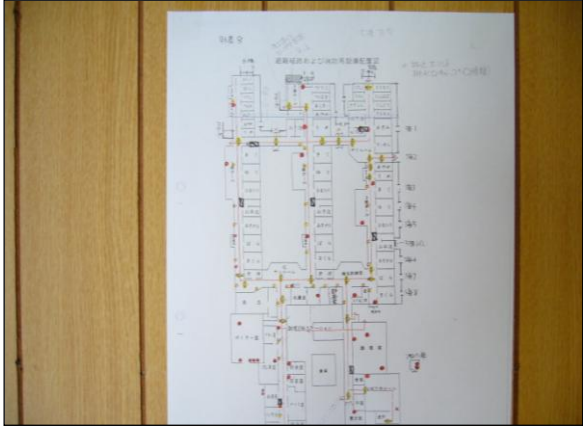


土嚢の常備

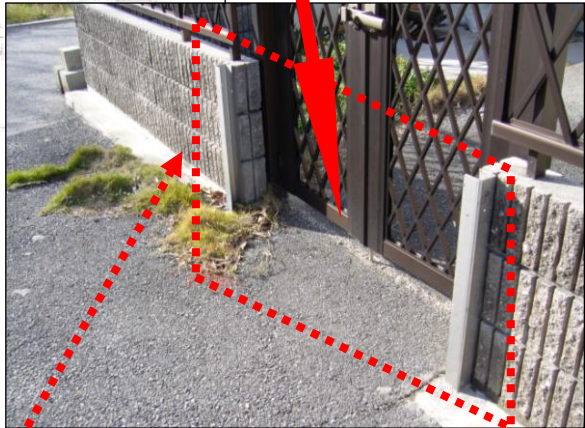
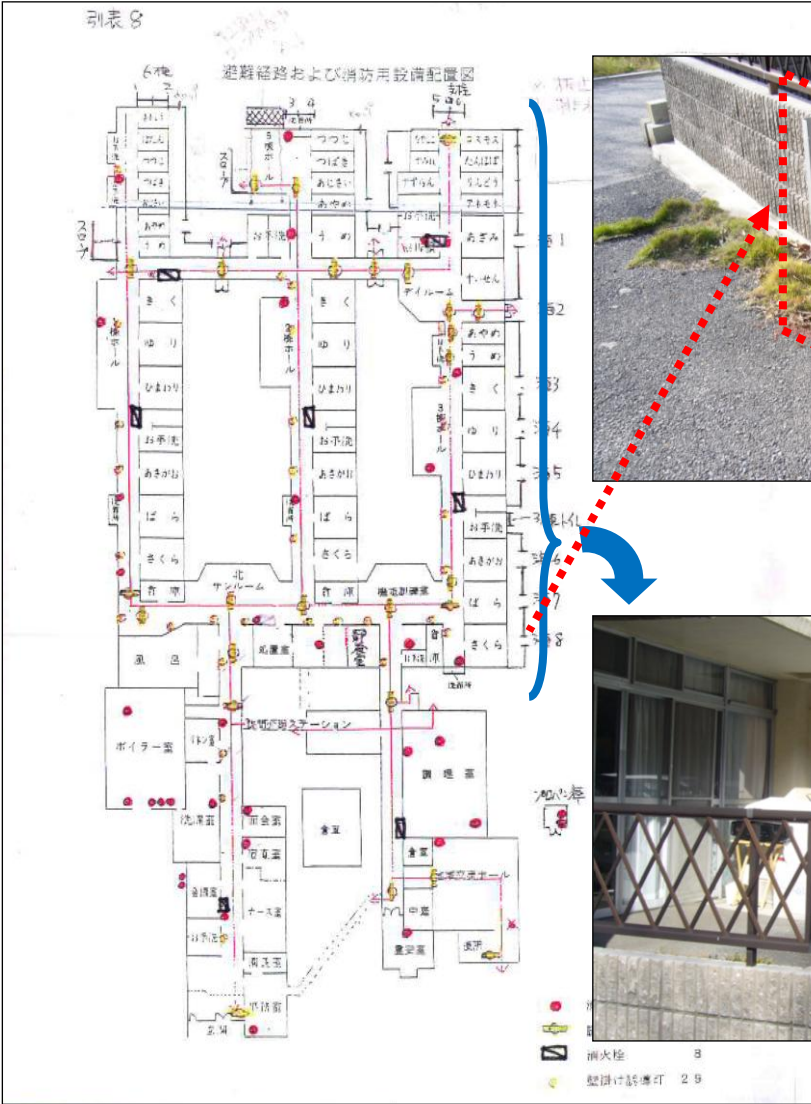


羽目板の設置

羽目板保管場所に設置箇所等を表示



板を差し込む



その他の取組

対策が後手とならないよう、台風の接近に伴い、インターネット等で気象情報や潮位等のデータを収集している。

気象情報等

気象庁 | 台風情報

台風情報
[平成22年08月10日09時]

台風第4号(ダイヤモンド)
平成22年08月10日09時00分発表

気象庁 | 台風情報

台風情報
[平成22年08月10日15時]

台風第4号(ダイヤモンド)
平成22年08月10日15時00分発表

気象庁 | 台風情報

暴風域に入る確率(分布表示)

平成22年08月10日15時00分発表

現時点で確率が低い地域でも、台風の進行方向では、台風が近づくにつれて確率が高くなります。最新の子報をご利用ください。

10日15時から13日15時までに、台風第4号の暴風域に入る確率

第六管区海上保安本部海洋情報部 潮汐推算(柳井)

柳井 2010年8月						
日	月	火	水	木	金	土
時刻 潮高 時分 cm	時刻 潮高 時分 cm	時刻 潮高 時分 cm	時刻 潮高 時分 cm	時刻 潮高 時分 cm	時刻 潮高 時分 cm	時刻 潮高 時分 cm
1 00 02 291 08 20 80 12 25 259 18 20 99	2 00 32 278 08 59 83 13 15 245 19 00 125	3 01 07 262 07 47 89 14 23 234 19 54 152	4 01 53 245 08 53 93 16 00 230 21 29 174	5 03 01 228 10 21 90 17 48 243 23 41 175	6 04 37 224 11 47 75 19 02 267	7 01 02 159 08 04 233 12 51 52 19 52 291
8 01 52 138 07 09 252 13 43 30 20 32 312	9 02 31 116 08 01 274 14 27 12 21 08 326	10 03 06 95 08 46 294 15 08 2 21 41 333	11 03 40 76 09 29 310 15 47 2 22 13 334	12 04 14 82 10 09 319 16 25 12 22 45 328	13 04 48 52 10 50 319 17 02 31 23 16 317	14 05 23 48 11 32 309 17 39 58 23 46 302
15 06 00 50 12 18 293 18 17 90	16 00 18 284 09 41 58 13 10 270 18 58 124	17 00 52 264 07 30 71 14 18 248 19 51 157	18 01 33 243 08 35 85 15 57 234 21 25 182	19 02 37 223 10 10 93 17 57 240 23 56 183	20 04 28 214 11 47 85 19 12 258 22 31 309	21 01 12 164 08 09 223 12 54 71 19 55 276
22 01 54 142 07 14 240 13 42 56 20 28 290	23 02 26 121 08 00 259 14 20 46 20 56 300	24 02 55 102 08 38 275 14 53 40 21 20 307	25 03 21 84 09 12 288 15 24 39 21 44 311	26 03 47 70 09 44 298 15 53 43 22 07 312	27 04 13 60 10 15 300 16 21 51 22 31 309	28 04 41 53 10 47 298 16 50 64 22 55 302
29 05 09 51 11 21 292 17 21 81 23 21 292	30 05 41 54 12 00 280 17 54 104 23 50 278	31 06 17 61 12 47 265 18 33 130				

【事例⑩】

[ハード対策]

市と協働しての土砂災害対策

施設名	第1しょうせい苑
施設種別	知的障害者更生施設
所在地	山口県下松市生野屋南町一丁目7番11号
施設の概要	入所50名、通所17名、ショート（日中含む。）11名
建物の概要	鉄筋コンクリート造二階建（一部三階）
立地の状況	土砂災害危険箇所（土石流，急傾斜地）

[取組の概要]

知的障害者更生施設第1しょうせい苑では、施設の裏山に、機能廃止したため池があり、大雨等による災害が懸念されたことから、ため池の現管理者である下松市と協議し、山水の排水対策等を講じた。



[取組の経緯]

このため池は、以前は、水稻の灌漑用として地域で利用していたものであるが、温見ダムが完成したことで、灌漑用水用としての必要性がなくなり、池内を埋めて、ため池としての機能はすでに廃止している。

ただし、機能廃止の際には、池内の全ては埋めずに、一部を残し、また、堰の一部を切ったものの、その大部分を残し、山水は抜けるようにし、かつ、山からの土砂は貯留できるよう改修した。

しかしながら、時間の経過により、山からの土砂が池内に堆積し、昨年の梅雨期には相当量の山水も出て、危険を感じたことから、現在、ため池を管理している市と対策について協議した。

[取組の状況]

下松市農林水産課の取組

管理水路土砂取除き工事の実施

①素堀水路の設置

山から発生する水が、下流にある水路に流れ込むよう素堀の水路を設置する。

②堆積土砂の除去

過去の改修工事以降に堆積した土砂を除去し、大雨等に伴い山から発生する土砂を貯留する機能回復を図る。

第1しょうせい苑の取組

①ため池、水路の見回りを実施

毎日夕方に、男性棟、女性棟のそれぞれの宿直を担当する職員が時間をずらし、施設周辺の見回りを実施しているほか、シルバー人材センターに委託している建物の管理宿直も、宿直業務に着く前に施設周辺の見回りを実施しており、毎日、3人の目で状況を確認している。

②施設内避難の選択

施設には、多数の利用者がおり、施設外への避難は、相当の時間を要することになると思料され、また、施設の周辺は、平田川に向かって下っており、施設外への避難には危険も伴うことから、施設内の高い場所を避難場所として選定し、災害発生時には、施設の3階に避難することを定めている。

第1しょうせい苑とため池

位置図 生野屋地区管理水路



平面図 S=1/500

山地からの土砂流出により管理地埋塞

施工延長 L=26.0m
土砂取除き・盛土整地



管理水路土砂取除き工事



施 工 前



施 工



完 了

○ お問い合わせ

山 口 県 健 康 福 祉 部 厚 政 課

〒753-8501 山口市滝町1-1

TEL : 083-933-2724

FAX : 083-933-2739

E-mail : a13200@pref.yamaguchi.lg.jp